

水戸済生会総合病院臨床倫理委員会規程

平成 30 年 12 月 1 日施行

令和 2 年 4 月 27 日改定

(目的および設置)

第 1 条 水戸済生会総合病院（以下「当院」という。）で行われる医療行為が、「医の倫理マニュアル」（2005 年）、日本医師会「医の倫理綱領」（2000 年）等の倫理規範に即して適切に実施され、患者の人権および生命の尊厳の擁護に寄与することを目的に、当院倫理委員会の下部組織として臨床倫理委員会を置く。

(所掌事項)

第 2 条 臨床倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理委員会の委員長が、当院倫理委員会規程第 2 条(1)に関わり、その審査に緊急性を有すると判断した事案等の倫理問題への対応（以下、「臨床倫理コンサルテーション」という）、ただしヒトを対象とする臨床研究に関わる事案を取り扱わない。
- (2) 倫理委員会の行う教育および研修等の立案および補佐
- (3) 倫理委員会における懸案事項の対応策等の立案および補佐

(組織)

第 3 条 臨床倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副院長（病院倫理担当）
 - (2) 副院長（医療安全管理担当）
 - (3) 循環器センター長
 - (4) 血液浄化センター長
 - (5) 救命救急センター長
 - (6) 事務員（地域連携室）
 - (7) 副看護部長（看護部倫理担当）
 - (8) 社会福祉士
 - (9) 委員長が必要と認めた者（院外を含む）
- 2 委員は院長が任命又は委嘱する。
- 3 倫理委員会委員長が臨床倫理委員会委員長となる。
- 4 委員は委員会の活動による責を受けない。また、自身の職務上の不利益を被ることはないものとする。

(臨床倫理コンサルテーション)

第4条 臨床倫理コンサルテーションは、主に医療行為の決定過程を監視し、その対応の妥当性について臨床倫理の観点から協議するものとする。

- 2 当該事案の臨床倫理コンサルテーションは、「臨床倫理コンサルテーションチーム」が行う。
- 3 臨床倫理委員会委員長は、第2条(1)に該当する事案について、委員の中から担当する2名以上(内1名は医師が望ましい。)の「臨床倫理コンサルテーションチーム」メンバー(以下「担当メンバー」という。)を指名するとともに、その中から1名のリーダー(以下、「担当リーダー」という。)を選任する。委員が不在の時間帯においては、「院長代行」等と「当直課長」等を含む2名以上が委員に代わり「臨床倫理コンサルテーションチーム」の任を負う。
- 4 「臨床倫理コンサルテーションチーム」は、担当メンバーとともに当該科に勤務する複数の職種、すなわち担当医師、別チームの医師、当該科看護課長および担当看護師等複数の職種により組織される。
- 5 臨床倫理コンサルテーションは、主に(1)インフォームドコンセントが適切な人に適切な時に適切な内容でかつ十分に行われているか、(2)他の医師の意見、(3)他の職種の意見、(4)臨床倫理的観点から適切かつ合理的な判断がなされているか等に関して行われ、参加した全員の合意により当該事案の医療行為に関する方針が決定されるものである。
- 6 臨床倫理コンサルテーションの議事録は、当該科医師によって作成され、速やかに担当リーダーに提出する。
- 7 当該科担当医師は、コンサルテーションの結果をすみやかにカルテに記載する。
- 8 担当リーダーは、臨床倫理コンサルテーションの内容、経過および結果等について、臨床倫理委員会委員長に速やかに報告する。

(議事)

第5条 臨床倫理委員会委員長は、臨床倫理コンサルテーションチームの要請等、必要に応じ会議を招集する。

- 2 臨床倫理委員会委員長は、その議長となる
- 3 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第2号の委員の1人以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない場合は委員長の判断により、当該議決に必要な委員の代理者が議決に加わることを認めるものとする。
- 4 申請者は、本委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べるができる。ただし、審議の対象となる医療行為等に従事する委員は、審議及び採決には参加できないものとする。

- 5 臨床倫理委員会委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の会議への出席を求め、専門的立場等からの説明や意見を聞くことができる。
- 6 議事の決定は、出席委員全員の合意を原則とする。
- 7 審議経過及び判定結果は、記録として保存する。

(委員及びメンバー等の守秘義務)

第6条 委員会及び臨床倫理コンサルテーションの出席者は、席上知りえた機密について一切これを漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 臨床倫理委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に含めるもののほか、臨床倫理委員会に関し必要な事項を臨床倫理委員会委員長が別に定める。

(附則)

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月27日に改定した。